

令和 8 年 9 月 2 日
都 市 整 備 政 策 部
都 市 デ ザ イ ン 課

世田谷区風景づくり条例の一部を改正する条例

1 改正理由

景観法の改正に伴い、「世田谷区風景づくり条例」を一部改正し、必要な規定の整備を行うため、「世田谷区風景づくり条例の一部を改正する条例」を第 3 回区議会定例会に提出する。

2 主な改正内容

引用条文の修正及び規定の削除・修正等、規定の整備を行う。

3 施行予定日

規則で定める日

4 条例改正新旧対照表

別紙 1 のとおり

5 添付資料

(別紙 1) 新旧対照表 (改正箇所抜粋)

別紙 1

世田谷区風景づくり条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区風景づくり条例 平成11年3月11日条例第3号 改正 平成19年12月11日条例第66号 平成24年3月6日条例第22号 平成30年3月6日条例第34号 <u>令和8年〇月〇日条例第〇号</u> (一部略) 第8章 行為の規制等 (届出事項等) 第29条 建設行為等をしようとする者は、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。 2 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (2) 木竹の伐採 (3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆(たい)積 3 法第16条第<u>8</u>項第<u>12</u>号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○世田谷区風景づくり条例 平成11年3月11日条例第3号 改正 平成19年12月11日条例第66号 平成24年3月6日条例第22号 平成30年3月6日条例第34号 (一部略) 第8章 行為の規制等 (届出事項等) 第29条 建設行為等をしようとする者は、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。 2 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (2) 木竹の伐採 (3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆(たい)積 3 法第16条第<u>7</u>項第<u>11</u>号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

改正後	改正前
(2) 農業を営むために行う土地の形質の変更 (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積で次に掲げるもの ア 農業を営むために行うもの イ 堆(たい)積の期間が30日を超えて継続しないもの (4) 建設行為等(法第16条第1項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。)で、規則で定める規模のもの	(2) 農業を営むために行う土地の形質の変更 (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積で次に掲げるもの ア 農業を営むために行うもの イ 堆(たい)積の期間が30日を超えて継続しないもの (4) 建設行為等(法第16条第1項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。)で、規則で定める規模<u>以下</u>のもの
4 前項第4号の規則で定める規模は、景観計画区域内において定められた<u>区分</u>ごとに定めることができる。 (特定届出対象行為)	4 前項第4号の規則で定める規模は、景観計画区域内において定められた<u>区域</u>ごとに定めることができる。 (特定届出対象行為)
第30条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。	第30条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。
(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (2) 工作物の<u>新設</u>、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (2) 工作物の<u>新築</u>、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
附 則 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第4章、第21条、第22条、第32条から第35条まで及び第37条の規定は、公布の日から起算して1年10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成12年12月規則第153号で、同13年1月10日から施行) (中略)	附 則 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第4章、第21条、第22条、第32条から第35条まで及び第37条の規定は、公布の日から起算して1年10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成12年12月規則第153号で、同13年1月10日から施行) (中略)
附 則 (平成30年3月6日条例第34号) 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に1号を加える改正規定、第7条第2項の改正規定、第31条の次に2条を加える改正規定(第31条の2並びに第31条の3第3号及	附 則 (平成30年3月6日条例第34号) 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に1号を加える改正規定、第7条第2項の改正規定、第31条の次に2条を加える改正規定(第31条の2並びに第31条の3第3号及

改正後	改正前
び第4号に係る部分に限る。)、第32条に1項を加える改正規定及び第36条第2項の改正規定は、平成30年7月1日から施行する。 2 この条例による改正後の第31条の3第1号及び第2号の規定は、施行日以後に景観法（平成16年法律第110号）第16条第5項の規定による通知又は第29条第1項の規定による届出を行った者について適用する。 <u>附 則（令和8年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u>	び第4号に係る部分に限る。)、第32条に1項を加える改正規定及び第36条第2項の改正規定は、平成30年7月1日から施行する。 2 この条例による改正後の第31条の3第1号及び第2号の規定は、施行日以後に景観法（平成16年法律第110号）第16条第5項の規定による通知又は第29条第1項の規定による届出を行った者について適用する。